

## 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に 対する追加検査の内容について

令和 3 年 5 月 20 日  
原子力規制庁

### 1. 経緯・趣旨

令和 3 年 4 月 14 日の第 3 回原子力規制委員会において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針を諮った際、追加検査（フェーズⅠ）の実施に当たって、東京電力の主体的な取組に影響を与えないよう事実関係の確認に重点を置くよう指摘があった。また、フェーズⅠではフェーズⅡの本格的な追加検査を見据えた上で検査により確認しておく事項を特定する必要がある。

このため、今回は、現時点においてフェーズⅡで想定される検査事項を見通しつつ、フェーズⅠの具体的な検査内容について諮るもの。

### 2. 追加検査（フェーズⅠ）の検査内容

今後の本格的な追加検査（フェーズⅡ）を行う準備のため、東京電力の活動等に係る現状把握とこれまでの事実関係の確認を行う。

<検査項目>

- (1) 規程、手順書等の内容
- (2) 活動、報告等の記録
- (3) 核物質防護設備の状況
- (4) 関係者インタビュー（東京電力、請負事業者）  
（別紙 1 参照）（詳細非公開）

### 3. 追加検査（フェーズⅡ）で想定される検査事項

フェーズⅡの追加検査は東京電力から提出される報告書（第三者による核セキュリティ文化等の評価を含む）において、問題の原因の特定やそれを踏まえた改善策の立案が適切になされているかを確認した上で、報告書に記載された個々の改善措置活動の進捗状況に応じて、運用状況（企図した通りに機能し、組織内に定着して効果を発揮しているかなど）の確認を行うものであるため、東京電力の報告内容を精査した上で具体的な検査事項を計画することになるが、現時点において想定される事項を示す。

（別紙 2 参照）（詳細非公開）